

公調委令和元年（ゲ）第3号 相模原市における化学物質飛散に伴う大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件

決 定

（当事者省略）

主 文

本件裁定申請を却下する。

理 由

第1 当事者の求める判断

1 申請人ら

申請人らに生じた不整脈，頭痛，吐き気，めまい等の化学物質過敏症及び同過敏症に基づく中枢性眼球運動障害（滑動性眼球運動異常），重心動揺異常（ロンベルグ陽性）は，被申請人が神奈川県相模原市〇〇△△に所在する建物の改装工事の際，化学物質（キシレン）を発生・拡散させたことによるものである。

2 被申請人

(1) 本案前の答弁

主文同旨

(2) 本案の答弁

本件裁定申請を棄却する。

第2 事案の概要と当裁定委員会の判断

1 本件は，申請人らが，被申請人に対し，申請人 a（以下「申請人 a」という。）の依頼により被申請人が神奈川県相模原市〇〇△△に所在する一戸建ての住宅である建物（以下「本件建物」という。）のトイレのクッションフロアの補修工事を行った際，被申請人が使用した接着剤にキシレンが含まれていたことで，悪臭がするとともに本件建物内の空気が汚染され，申請人らに健康被害が生じたと主張して，上記の第1の1記載の原因裁定を求める事案である。

2 申請人らは、被申請人が平成27年××月××日、本件建物の2階洗面所トイレ（以下「本件トイレ」という。）のクッションフロアの補修工事をした後、本件トイレの室内から異臭がするようになり、申請人aは同年××月××日ころから頭痛、吐き気、目がチカチカする等の諸症状が生じ、同月××日からはガスが頻発する等して寝不足状態となり、平成29年××月にはb病院で不整脈との診断を受け、申請人cにも涙が止まらない、鼻水が間断なく流れる等の諸症状が出現し、申請人dにも平成30年ころから同様の諸症状が出現し、申請人らがe病院においてシックハウス症候群後遺障害と診断されるに至ったと主張する。そして、その原因は、被申請人が、30分のオープンタイムをおかずにクッションフロアを貼ったため、接着剤の硬化不良が生じ、接着剤に含まれていたキシレンが約2㎡のクッションフロアから漏れ出し、本件建物内の空気を汚染させたことによるものであると主張する。

3 これに対し、被申請人は、申請人らの主張する大気汚染・悪臭による健康被害は法の定める「公害」の要件の1つである「相当範囲にわたる」支障に該当せず、本件は公害紛争処理法（昭和45年法律第108号。以下「法」という。）42条の27第1項所定の「公害に係る被害」についての紛争には該当しないから、申請人らの本件裁定申請はその適法要件を欠き、却下されるべきである旨主張する。

4 そこで、まず、公害該当性（相当範囲性）の有無について検討する。

(1) 公害該当性の判断基準

法における「公害」とは、環境基本法（平成5年法律第91号）2条3項所定の「公害」をいうとされ、同項において、「公害」とは、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁・・・、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下・・・及び悪臭によって、人の健康又は生活環境・・・に係る被害が生ずることをいう。」とされる。

したがって、法に定める「公害」に該当するには、①事業活動その他の人の活動に伴って生ずるものであること、②相当範囲にわたるものであること、③大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭のいずれかに該当すること、④人の健康又は生活環境に係る被害が生じたことの4要件が必要である。

そして、公害が一般の不法行為とは別に特別の取扱いがされている理由は、その社会性、公共性にあるのであるから、公害として扱うためには、大気汚染等の現象がある程度の広がりを示していることが必要である。上記4要件のうち②の要件（相当範囲性）はこの趣旨を定めたものと解される。

したがって、本件事案につき公害として当委員会が裁定するためには、申請人らの主張する大気汚染等の現象がある程度の広がりを示していることが必要である。

(2) 本件についての検討

そこで検討するに、本件で申請人らの主張する現象は、基本的に本件トイレの補修工事による本件建物内の空気の汚染・悪臭であり、関係当事者は、申請人らと被申請人の契約当事者にとどまり、相隣関係にもならないものであるから、こうした事案の性質からみて、当該現象にある程度の広がりがあるとは認められないため、上記相当範囲性を有すると認めることはできないというべきである。

この点、申請人らは、本件トイレの補修工事の後、被申請人の指示により窓を開けて空気の入換えを図ったところ、近隣住民から異臭を指摘され、近隣住民が引っ越しをしたことから、相当範囲にわたる大気の汚染・悪臭があると主張する。

しかしながら、その苦情の内容は、申請人 a の陳述書（甲 1 1）によると、本件建物に隣接する建物の 2 階□□□号室に居住する夫婦から、平成 2 7 年××月初旬頃とその後の 2 度にわたり、悪臭について苦情を言われたという

ものであるが、当該住民の氏名も不明であり、当該住民がこの異臭が原因で転居したことも申請人らの推測に過ぎず、明らかとは言いがたい。また、当該住民の居住する隣接建物は本件補修工事が行われた本件トイレの窓から遠い側にあり、より本件トイレに近い側の隣接住民から異臭の指摘がされているとの主張も証拠も提出されていない。このようにみると、上記陳述書のみをもって、本件の大気の汚染や悪臭が周囲への広がりをもっていたと認定することは困難というべきである。

さらに、厚生労働省が設定した室内空気汚染物質のガイドライン値において、キシレンの値は0.2 ppmとされているところ（甲8）、当該住民から苦情の申入れがあった時期と近接している時期である平成27年××月××日△△時△△分から翌××日△△時△△分までの24時間を測定時間として、申請人の依頼によりf株式会社が行った測定において、本件トイレにおけるキシレン及びホルムアルデヒドやアセトアルデヒド等の測定物質の濃度が最高0.01 ppmとされていること（甲15）に照らしても、申請人らが主張する異臭が周囲に及んだとは考えがたい。

この点につき、申請人らはf株式会社によって行われた上記測定の後、密閉状態でビニール袋を2重にして保管していた本件トイレのクッションフロアの破片を持参して、研究機関でクッションフロアの破片を50度に加温して分析してもらった結果、11 µg/gの濃度のキシレンが検出されたと主張し、その主張の裏付けとしての計測結果を提出する（甲4）。しかしながら、クッションフロアの破片を50度に加温して分析するという特殊な条件の下でそのような結果が得られたとしても、それにより、上記の異臭の広がりを裏付けるとはいえない。

また、申請人らは、令和2年××月に、現時点でのキシレンの状況を確認するため、改めて業者に本件トイレのクッションフロアの張替工事を依頼し、その際、キシレンが含まれない接着剤及び水溶性のセメント系床用補修剤を

使用したが、当該床用補修剤の質量分析を行ったところ、 $0.08\mu\text{g}/\text{g}$ のキシレンが検出されたと主張し、その旨の検査結果を提出する（甲28）が、これについても、検査自体に時間の経過や対象の同一性に関する疑問があることに加え、その濃度が厚生労働省が定める基準を超え、周囲に拡散する程度のものであることが明らかにされていないことからみて、上記と同様、異臭の広がりや裏付けるとはいえない。

そうすると、異臭の広がりに関する申請人らの主張は採用することができず、本件トイレの補修工事による空気の汚染や悪臭といった現象が本件建物の内部から外に及ぶことは考えにくく、ある程度の広がりをもって大気汚染や悪臭といった現象が生じたとは認められないことからすれば、申請人らによる本件裁定申請は公害該当性（相当範囲性）を欠くものというべきである。

(3) 申請人らのその他の主張について

これに対し、申請人らは、建築工事の不適切な施工により、顧客がキシレン等の有害化学物質に暴露して化学物質過敏症に罹患したような場合には、深刻な健康被害が生じ得るのであり、しかも建築工事の不適切な施工による紛争は、顧客が不特定多数となり得ることから、「居住空間の公害」として公共性を認め、「相当範囲にわたる」と認めべきである旨主張し、個々の事案は当事者間の問題であったとしても、広く社会全体に警鐘を鳴らすべきであると主張する。

しかしながら、公害要件としての相当範囲性の判断は、あくまでも被害発生の原因となる大気汚染や悪臭といった現象自体について求められるものであるから、他の工事において同様の接着剤が使用される可能性を指摘することによって、相当範囲性の判断が左右されるものではない（公調委平成17年（ゲ）第3号大和郡山市における化学物質による健康被害原因裁定申請事件参照）。

また、このように解して公害としての取扱いを否定しても、建築工事に関

していえば、工事の際に性能基準を満たさない接着剤や契約と異なる接着剤が使用されたことにより継続的にトイレから有機溶剤臭がするというのであれば、契約違反又は建物が一般的な性能を欠いていることを理由として、訴訟でその責任を追及することができることはもちろん、それ以外にも、住宅紛争処理等のADRなどの紛争解決手段も備えられているのであって、救済の道が閉ざされるわけではない。

次に、申請人は、公調委平成9年（ゲ）第1号杉並区における不燃ゴミ中継施設健康被害原因裁定申請事件について言及するが、同事件は、不燃ゴミの圧縮、積替えを行っていた中継所周辺の住民18名が被害を訴えていた事案であり、本件とは事案を異にする。また、化学物質による悪臭被害が問題となった大阪市における印刷工房からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件（平成30年（ゲ）第6号事件）は、マンションの一室で事業活動を行っていた印刷工房の隣室で居酒屋を経営し又は同居酒屋において稼働している申請人ら家族が、化学物質を原因とする健康被害を主張していた事案であるが、同事件においては、当該居酒屋のみならず、マンションの共用部や屋外でも（健康被害をもたらす程度か否かはさておき）悪臭被害が認められており、ある程度の広がりをもって現象が見られていたことから、本件とは事案を異にする。

5 結論

以上のとおり、本件申請は、主張する現象が公害に該当しないから、不適法な原因裁定の申請で、その欠陥を補正することができないものというべきである（公害紛争処理法42条の33、42条の13第1項）。

よって、本件申請を却下することとし、主文のとおり決定する。

令和2年8月19日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 荒 井 勉

裁定委員 上 家 和 子

裁定委員加藤一実は，差支えにより署名押印することができない。

裁定委員長 荒 井 勉